

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則をここに公布する。

令和元年9月30日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、保護者の子育てを支援するため、生駒市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）において教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）の終了後等に実施する保育（以下「預かり保育」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 預かり保育の対象者は、幼稚園に通園する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）のうち、保護者が預かり保育を希望するものとする。

(実施日)

第3条 預かり保育を実施する日は、生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園にあつては毎週月曜日から金曜日までとし、その他の幼稚園にあつては毎週月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日とする。ただし、その日が生駒市立幼稚園規則（昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号）第3条第1項各号に定める休園日、年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）又は生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて幼稚園の園長（以下「園長」という。）が指定する日（以下これらを「休園日等」という。）に当たる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園については、生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日（以下これらを「三期休園日」という。）に預かり保育を実施するものとする。ただし、預かり保育を実施する日が生駒市幼稚園規則第3条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に定める休園日、年末年始の休日又は委員会の承認を受けて幼稚園の園長が指定する日に当たる場合は、この限りでない。

（実施時間）

第4条 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる幼稚園の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園 午前7時30分から午前8時30分まで又は教育時間の終了後から午後6時30分までの間（三期休園日中にある場合は、午前7時30分から午後6時30分までの間）で、保護者が希望する時間

(2) 前号に掲げる幼稚園以外の幼稚園 教育時間の終了後から午後4時30分までの間で、保護者が希望する時間

（利用の届出等）

第5条 預かり保育を希望する保護者は、預かり保育利用届（別記様式）を委員会が定める日までに園長に提出しなければならない。

2 前項の委員会が定める日が、休園日等に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休園日等でない日までに提出するものとする。

3 園長は、正当な理由があると認めるときは、預かり保育の利用を中止することができる。

（預かり保育料の納付等）

第6条 預かり保育を利用する保護者は、必要に応じ徴収される実費相当額のほ

か別表に定める預かり保育に係る費用（以下「預かり保育料」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による納付があった後、法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る預かり保育料については、月額11,300円を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。

（施行の細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校

就学前子どもに係る預かり保育料

(1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1項第1号に掲げる就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	1,050
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	1,650
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	2,100
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	900
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	1,350
	午前7時30分から午前8時30分まで	0	150
法第30条の4第1項第2号に掲げる小	午前11時30分から午後3時まで(0	525

学校就 学前 子ども	教育時間の終了 時間が午前11時 30分である場 合)		
	午前11時30分か ら午後5時まで(教育時間の終了 時間が午前11時 30分である場 合)	0	825
	午前11時30分か ら午後6時30分 まで(教育時間 の終了時間が午 前11時30分 である場合)	0	1,050
	午後2時から午 後5時まで(教 育時間の終了時 間 が午後2時 である場合)	0	450
	午後2時から午 後6時30分 まで(教育時間 の終了時間 が午後2時 である場合)	0	675

備考 この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。）別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被 保護世帯及び中国残 留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者 の自立の支援に関す る法律による支援給 付受給世帯	その他の世帯
法第30 条の4第 1項第1 号に掲 げ学 校就 学前 子ども	午前7時30分 から午前8時30 分 まで	0	300
	午前8時30分 から正午まで	0	1,050
	午前8時30分 から午後5時まで	0	2,550
	午前8時30分 から午後6時30分	0	3,000

法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学子ども	まで		
	正午から午後5時まで	0	1,500
	正午から午後6時30分まで	0	1,950
	午前7時30分から午前8時30分まで	0	150
	午前8時30分から正午まで	0	525
	午前8時30分から午後5時まで	0	1,275
	午前8時30分から午後6時30分まで	0	1,500
	正午から午後5時まで	0	750
	正午から午後6時30分まで	0	975

備考 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1項第1号に掲げる小学校就学子ども	午後2時から午後3時まで	0	300
	午後2時から午後4時まで	0	600
	午後2時から午後4時30分まで	0	750
法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学子ども	午後2時から午後3時まで	0	150
	午後2時から午後4時まで	0	300
	午後2時から午後4時30分まで	0	375

備考 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

